

甲府市事業継続家賃補助事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の事業者の店舗等の賃借料の一部を負担することで、事業者の事業継続を支援します。

対象となる事業者

甲府市内において、事業用の店舗等を賃借し事業を営む中小企業・小規模事業者のうち、

- ・ 令和2年3月から5月のいずれかの月の売上が、前年同月比において50%以上減少した者、または3月から5月の3か月の平均の売上が前年同月比において30%以上減少した者。

対象となる経費と補助額

賃貸借契約に基づく1か月分の店舗等の家賃を補助します。

(上限10万円)

※共益費、土地、駐車場代等は対象外となります。

申請期間・申請方法

- ・ 令和2年6月1日～令和2年9月30日（当日の消印有効）
- ・ 申請書、必要書類を添えて郵送にて申請をお願いします。

手続きに必要な書類

- ・ 申請書等一式
- ・ 店舗等の賃貸借契約書の写し
- ・ 令和2年4月1日以降に賃借料を支払ったことが分かる資料
- ・ 令和2年の売上額が減少したことがわかる資料と昨年の売上額がわかる資料（帳簿や確定申告書の写し等）
- ・ 事業内容を確認できる書類（確定申告書の写し、営業許可書等）

その他

- ・ 詳細については、甲府市ホームページにてご確認ください。
- ・ 甲府市観光事業者等衛生対策補助金の交付を受ける方は、重複して本事業の補助金の交付を受けることはできません。

問い合わせ先（申請先）

甲府市役所産業部観光商工室商工課（本庁舎8階）

住所：甲府市丸の内1-18-1

電話：055-223-7330